平成２３年（フ）第４７０９号
大阪府東大阪市中新開２丁目８番19号　202号
債務者　福田　麻紀（旧姓三好）
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７５０号
大阪府摂津市庄屋１丁目１番19―303号
債務者　服部　鉄平
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７５１号
大阪府摂津市庄屋１丁目１番19―303号
債務者　服部眞祐美
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８２０号
大阪府茨木市西豊川町15番30号の９
債務者　岡野　昇司
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８２８号
大阪市平野区平野本町５丁目８番16号
債務者　増田眞由美
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８４６号
大阪府八尾市桂町１丁目40番地　市営住宅29―４号
債務者　吉宮　洋子（旧姓荻原）
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８９４号
大阪市城東区今福東３丁目７番１―302号、前住所大阪市鶴見区緑３丁目12番23号
債務者　末廣　　誠
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９４３号
大阪府八尾市木の本３丁目22番地の３
債務者　山本　裕恵
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０４４号
大阪府寝屋川市高柳２丁目２番１―405号
債務者　西岡　丈夫
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０４５号
大阪府守口市八雲北町２丁目９番８―505号
債務者　辻　　裕子
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０４８号
大阪市城東区野江３丁目27番７―212号
債務者　宮垣喜八郎
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０５２号
大阪府茨木市五日市緑町２番54号
債務者　安藤　礼子
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０５５号
大阪府交野市藤が尾５丁目20番７号
債務者　森脇　正美（旧姓木曽）
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８０号
北海道旭川市２条通16丁目1135番地の４　東ビル302号室
債務者　鈴木　裕一
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月21日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２４１号
北海道富良野市字西達布2703番地
債務者　尾野由加理
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月21日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２４２号
北海道富良野市字西達布2703番地
債務者　尾野いずみ
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月21日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２６０号
北海道旭川市豊岡14条５丁目１番５号
債務者　大倉　秀一
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月21日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部